

モルゲンギーヴァの呪縛 —高期中世の法・慣習の抵触の例—

小 梁 吉 章

はじめに

フランス・カペ朝第7代の王であり、尊厳王 (Auguste)、高潔王 (Magnanime) とも称されたフィリップ二世 (1165-1223) は、1193年8月14日に北フランス・アミアン (Amiens) のノートル・ダム聖堂にデンマークの王女アンジュブルジュ (1174-1236) を迎え、さらにランス大司教ギヨーム (1135-1202)⁽¹⁾ をわざわざ呼び寄せ、その祝福のもと結婚式を挙げた。翌日朝から同聖堂で女王としての聖別と戴冠 (consécration et couronnement) の式典が始まったが、このときに異変が起きた⁽²⁾。フィリップ二世が体を震わせ始め、新婦アンジュブルジュに向かって「デンマークに帰れ」と叫んだのである。アンジュブルジュがこれを断ると、王は新婦に即刻、パリの東にあるサン・モール小修道院に入るように命じた。

王妃の婚姻・戴冠に列席していた兄ヴァルデマール (1170-1241) はこの事態に驚き、長兄のデンマーク国王クヌート六世 (1163-1202) に急使を送り、その報告を聞いたクヌート六世は、新郎フィリップ王の誠意のない破廉恥な

(1) Archevêque de Reims Guillaume はフィリップ尊厳王の伯父である (母アデルの実兄)。

(2) カロリング朝第3代のルイー一世 (ルートヴィヒ、778-840) 以来、王と王妃の聖別・戴冠はランス聖堂で行うのが習いであった。フィリップ王のこの式は1793年11月1日ランス聖堂で行われた。フィリップ王がアンジュブルジュとの結婚と聖別・戴冠をアミアンで行った理由は不明であるが、デンマークから北海を越えてくるとアミアンが適当だったのかもしれない。

振舞いに立腹し、さっそくデンマーク・エスキレ修道院長ギヨーム (1125-1203) らを特使としてローマに派遣し、当時の教皇チェレステイノ三世 (1106-1198) に善処を求めた。ギヨームはクヌート六世とアンジュブルジュの父であるヴァルデマール大王 (1131-1182) がパリから招聘した人物であった。

しかしフィリップ二世は頑な姿勢を改めず、結婚式から三か月足らず後の11月5日にはパリの北のコンピエーニュに聖職者と封建諸侯を集めて公会議 (concile) を開き、アンジュブルジュの離縁を宣言した。フィリップ二世はアンジュブルジュに今度はベルギーとの国境に近い北の町ソマインの小修道院に入るように命じた。そのすぐ後、フィリップ二世は神聖ローマ帝国のメラニア公爵の娘アグネス (1172-1201) を後に迎えた。

この騒動が起きた当時の教皇チェレステイノ三世はフィリップ王に対して軟弱な対応をとっていた。同教皇が亡くなると1198年初、若いインノチェンツィオ三世 (1160-1216) に代わるが、新教皇も当初は政治的理由からフィリップ王に対して果敢な対応をとることがなく、就任から2年近く経ってフィリップ王を弾劾する姿勢に転じた⁽³⁾。そして1201年3月にフィリップ王はあらためて公会議を開き、アニエスを離別し、アンジュブルジュを正式の王妃とする旨を宣言したが、なぜかフィリップ王はアンジュブルジュをパリの南西のエタンプの要塞 (Guinette d'Étampes) に送り込んだ。アンジュブルジュが名目だけでなく、実質的にも女王としてパリ・シテ島の王宮 (Chateau royal) に入るのは、アミアンでの結婚式からほぼ二十年後の1213年1月の

(3) 当初インノチェンツィオ三世がフィリップ王に宥和的であったのは、当時の教皇と神聖ローマ皇帝オットー四世 (1175-1218) の対立を背景とし、その後1199年12月には教皇はフィリップ王が所有する王領における聖務停止とフィリップ王・アニエス二人の破門を予告し、翌年1月に実行した。ここにも政治的理由がある。聖務停止は域内での新生児の洗礼、終油の儀式、婚姻などローマ教会が管轄する儀式が停止されるため、民衆からの怨嗟の声が上がった。Olivier Hanne, *Le conflit entre Innocent III et Philippe Auguste: affection et déception, Schismes, dissidences, oppositions: La France et le Saint-Siège avant Boniface VIII*, 2009, pp.193-224.

ことである。

1179年から1213年の三十年余の間、フィリップ二世は王領を取り囲む封建諸侯と領地を巡る争いを続けてきた⁽⁴⁾。王は逐次、領地を拡大し、封建諸侯に忠誠を誓約させ (hommage), 父ルイ七世 (1120-1180, 在位: 1137-1180) から王位を引き継いだ時点と比較すると王領は数倍に増えた。そしてフィリップ二世は1223年7月14日に亡くなった (享年58歳)。王位は、初婚の後のエノー伯爵の娘イザベル (1170-1190) との間でできたルイ (八世, 1187-1226) が継承した。このルイの子が列聖されたルイ九世 (Saint Louis, 1214-1270) であり、この王の時代に法典の整備が始まる。

1223年にフィリップ王が亡くなると、王太后アンジュブルジュは王宮を後継者ルイ八世と后ブラーンシュ (1188-1252) に譲り、パリの南のコルベイユに自ら設けたサン・ジャン修道院に移った。アンジュブルジュはソマインの小修道院に暮らしたころから手にした「詩篇集」(psautier) を読み、祈る日々を送り、1236年7月29日にこの修道院で生涯を閉じた⁽⁵⁾。デンマーク王女

(4) ジャック・バンヴィル (1879-1936) は特異な君主主義者であるが、その『フランス史』でカロリング朝時代には封建制 (féodalité) によって各地の諸侯の領地がそれぞれ国家 (État) と化し、その間で戦乱を繰り返し、またこの封建諸侯の個々の領地のなかでひとびとの生産と生活が完結していたことから、安定も生産力の発展も望めなかった。987年から始まるカペ朝にはこの封建専制体制を打破し、法と正義と自由 (le droit, la justice et la liberté) をもたらす使命があり、とくにフィリップ王は秩序回復、経済振興と行政の安定を目指したとしている (Jacques Bainville, *Histoire de France*, 2022, pp. 47, 48, 66. 原著は1922年刊行)。

(5) アンジュブルジュはこの修道院に埋葬された。その墓碑に「ここに尊き王女アンジュブルジュ眠る／尊きお姿は王后であったことを示す／心に花を抱き華々しく旅立ちぬ／デンマーク王女はフランス王と床を共にせり、その高貴な家柄、お体もみ心もかつてなし」と刻まれている。アンジュブルジュの詩篇集について、後の国立図書館のドリル館長 (1826-1910) は19世紀後半にヴェルマンドア伯領主エレオノール (1148/52-1213) の贈り物と推定している (Léopold Delisle, *Notice sur le psautier d'Ingeburge*, *Bibliothèque de l'école des chartes*, 1867, tome 28, pp. 201-210)。現在この詩篇集はシャンティイのコンデ美術館が収蔵。

アンジュブルジュは王女として生地デンマークで十八年を送った後、二十年近く孤独な幽閉生活を強いられ、その後、十三年を寡婦として暮らした。王妃の地位にあったのはわずか十年余である。

フィリップ王の突然の翻意の理由とその要因について過去から議論の対象となり⁽⁶⁾、近年も研究されているが⁽⁷⁾、王の突然の翻意の原因は明らかになっていない。

もとより中世フランク (Le franc médiéval) の時代には、カノン法は一夫一婦制 (monogamie) を求めたが、メロヴィング朝 (5世紀-751) 以来の多重婚 (polygamie) は払拭されず⁽⁸⁾、婚姻・離婚事案の管轄も必ずしも教会にあるとは知られなかったため⁽⁹⁾、こうした夫の恣意的な離婚の事例や女王の幽閉の例には事欠かなかった⁽¹⁰⁾。しかしフィリップ二世によるアンジュブルジュの離縁と幽閉は、結婚式のすぐ後に起きたことで、これは前代未聞である⁽¹¹⁾。

筆者はこのフィリップ二世の突然の翻意は、カペ朝フランク (le Franc capétien) の結婚に関する習俗、風習、規範とアンジュブルジュの当時のデンマークのそれとの間に重大な相違があったためではないかと考えている。

(6) 代表的な研究として、Hercule Géraud, *Ingeburge de Danemark, reine de France, 1193-1236, Bibliothèque de l'école des chartes*, 1845, tome 6, pp. 3-27, 93-118 がある。

(7) ゴドメ教授は突然の離婚当時、「婚姻に関する教会法原理、婚姻の終了要件、婚姻の不可消性が明らかにされつつあった」としている (Jean Gaudemet, *Le Dossier canonique du mariage de Philippe Auguste et d'Ingeburge de Danemark, 1193-1213, Revue historique de droit français et étranger*; Vol. 62 No. 1, 1984, pp. 15-29)。

(8) 現代フランスでは婚姻公示 (bans) の制度があるが、中世には婚姻を公けに証する形式も戸籍もないために重婚 (poligamie) は頻繁であった。後掲のメロヴィング朝の時代の王クロタール一世には七人の后があり、その息子キルベリック一世は既婚であったが、西ゴートの王女ガルスヴィントを妻に迎え、さらにガルスヴィントを葬ったフレデゴンドを妻とした。またシャルルマーニュには十人の后・愛人があったと言われている。

(9) René Laprat, *Les origines de la juridiction ecclésiastique en matière matrimoniale, Revue des Sciences Religieuses*, Tome 19, 1939, pp. 483-491.

フィリップ二世とアンジューブルジュの結婚を現代風に言えば「国際結婚」(le mariage transnational)である。現在、婚姻の実質的成立要件は属人法(lois nationales)によるとされるが、国家や国民(nation)という概念が誕生するのは17世紀前半のことであり⁽¹²⁾、フィリップ王の時代には王領(le domain royal)は王の私有財産であり、また王領に住む住民は課税の対象であった。

-
- (10) 王侯貴族が教会の許可を得ないで離婚を宣した例として、カペ朝第2代ロベール二世(972?-1031)が后ロザラ(950/60-1003/04)と離婚し、ベルト(964-1010?)と再婚した例、王ルイ七世の忠臣ヴェルマンドア伯爵ラウル(1085/94-1152)が妻エレオノール(1102?-1147?)と離婚して、ベトロニル(1125-1152?)と再婚した例がある。いずれもローマ教会から破門(excommunication)されたが、再婚相手と平然と夫婦関係が続けた。カペ朝第4代フィリップ一世(1052-1108)は1072年にホラント伯爵(現在のオランダ)フロリス一世(1017?-1061)の王女ベルト(1058-1093)と結婚し、次期王となるルイ(六世, 1081-1137)などの子を得たが、1092年になってベルトとの血縁関係(consanguinité)を理由に離婚を宣し、ベルトをパリの東のモントルイユの館に幽閉し、その後すぐフィリップ一世はアンジュー伯爵フルク(1043-1109)からその妻ベルトラド(1070?-1117)を奪って妻とした。なお、ベルトラドは伯爵フルクの五人目の妻である。王が王妃を幽閉した例としては、フィリップ二世の父ルイ七世の初婚相手のアリエノール(1122/24-1204)がある。アリエノールはルイ二世と離婚するとすぐにプランタジュネット朝のヘンリー(後のヘンリー二世, 1133-1189)と再婚したが、後継者を巡る親子の争いで子どもたちに味方し、敵対した夫ヘンリー二世によってシノン城やブリテン島内の要塞に計十五年間、幽閉された。アリエノールも詩篇集を手に行っていたことは知られている(Le psautier de Fécamp)。
- (11) ラブラ教授は、婚姻の規範と管轄について「11世紀にはカノン法理論とローマ教会の裁判権が開花し、世俗権力(l'État)の法学者が司法・裁判制度を立て直すまで、世俗権力はその固有の権限を失った」とし、王侯貴族による恣意的離婚、不義、強奪婚などについて教会の権限が広がったと述べている(René Laprat, *op cit.*, p. 483)。フィリップ王の時代は12世紀であるが、過渡期と言えよう。
- (12) 国家・国民の概念は、17世紀初期の三十年戦争の結果とされている。たとえば法学者ローランは、中世のカトリック信仰は、欧州の一体性(l'unité chrétienne)があったが、三十年戦争がこの一体性を破壊し、プロテスタンティズムが国家・国民意識を醸成したとしている(François Laurent, *Les Nationalités, Étude sur l'histoire de l'humanité*, tome 10, 1865, pp. 7-14)。

ローマが支配していた間はローマ法が広がったが、北欧にはローマの支配は及ばなかったので、ローマ法は普及せず、さらにローマが支配した地域でも、北東方向から多様なゲルマン族が侵入してからローマ法は忘れられ、19世紀ベルギーの法学者ローラン教授は「政治的にも民事上も限らない多様性が支配し、宗教の基盤がなく、人びとは互いに異人 (étrangers) となり、闘争関係しかなかった」と書いている⁽¹³⁾。

フィリップ王の時代にはヨーロッパでも地方によって中世の法意識の地方もあったが、ゲルマン族侵入時のままの地方もあった。当事者が育った地方が異なれば、その間で法規範や法慣習に関する認識が当然異なる。異なる部族間の婚姻の場合も同様であり、その一例がフィリップ王とアンジュブルジュの結婚とも言えよう。フィリップ王はアンジュブルジュの発言、行動に驚き、その結果、婚姻の翌日に翻意したと考えることができる⁽¹⁴⁾。ふたりは互いに相手方の準拠法・慣行を承知していなかったのである。

本稿では、上記の点を具体的に検討することと致したい。その前提としてフィリップ王が置かれた時代の状況をまず想起する必要がある。

1 王子フィリップの誕生

フィリップ王はカペ朝第6代の王ルイ七世の長男として1165年8月22日(聖母被昇天から八日目)にパリの北のゴヌス(Gonesse)の王の邸で生まれた。母はシャンパーニュ伯爵の娘アデル(1140-1206)、生まれて三日後に王子フィリップはパリ・シテ島の王宮聖堂(Chapelle Saint-Michel-du-Palais)で幼児洗

(13) François Laurent, *Droit privé international*, Tome 1, 1880, P. 49.

(14) フランスの慣習法(les coutumes)の成文化はドゥ・ボマノール(1250?-1296)の『ボヴェジ慣習法』(Li livres des coutumes et des usages de Beauvoisins)をもって嚆矢とし、フィリップ二世の時代から数十年後のことである。同慣習法の第313条、第583条、586条は婚姻、離婚をローマ教会が管轄するとし、第584条は婚姻障害事由となる血縁・縁戚関係(lignage)を定めている(Philippe de Beaumanoir, *Coutumes de Beauvaisis*, Tome 1er, 1899, pp. 154, 283-286)。拙稿「聖ルイ王の司法改革」広法44巻4号169-204頁参照。

礼を受けた⁽¹⁵⁾。

父ルイ七世にとって王子フィリップの母アデルは三人目の后で⁽¹⁶⁾、ルイ七世にとって王子の誕生は待望久しい慶事であった⁽¹⁷⁾。フィリップ二世と同時代の年代記作家のふたりサン・ドニの修道僧リゴールとブルターニュの司祭ギヨームはいずれもフィリップ王子を『神の贈り物』(deo dati, Dieudonné)

- (15) 王子フィリップの洗礼時の代父(parrains)はフランドル伯爵フィリップ(1143-1191)、サン・ジェルマン修道院長ユード、サン・ヴィクトール修道院長エルヴェとサン・ジュヌヴィエヴ修道院長オドン、代母(marraine)は王ルイ七世の妹コンスタンス(1128-1176)が務めた。フランドル伯爵フィリップは、結婚相手を紹介するなど王子のフィリップを手なづけようとしたが、フィリップ二世は王領の拡大を図って、王領のすぐ北に広大な領地に持つフランドル伯爵と敵対するようになった。フランドル伯爵は第三次十字軍遠征中の1191年7月、ペストにより聖地で亡くなり、フィリップ二世はその支配権を北に拡大した。
- (16) ルイ七世の初婚相手はアキテーヌ公爵・ポアトゥー伯爵ギヨーム十世(1099-1137)の長女リエノールである(注10参照)。ギヨーム十世は1137年にスペインのサン・ティアゴ・デ・コンポステラに巡礼に出かける前に、万一の事故に備え、ふたりの娘の後見をルイ七世の父ルイ六世(1081-1137)に託した。案の定、ギヨーム十世は巡礼途中に食中毒で亡くなり、ルイ六世は1137年5月にリエノールを王子ルイ七世の后としたが、1152年にルイ七世はリエノールを離婚した。その理由は血縁関係(consanguinité)とされたが、実際は聖地遠征中の妻の不貞および夫婦の性格の不一致である。その後1154年にルイ七世はカスティリヤ王女コンスタンス(1136-1160)と再婚したが、6年後に后は亡くなり、すぐ1160年11月に、シャンパーニュ伯爵の娘アデルと結婚した。ルイ七世と三人の后との間には計6人の嫡出子があったが、男子はフィリップのみである。初婚相手リエノールとの間の長女マリ(1145-1198)はアデルの兄アンリ(1127-1181)と結婚、次女アリス(1150-1197)はブロア伯爵ティボー(1130-1191)と結婚、二度目の妻コンスタンスとの間の長女マルグリト(1158-1197)はイングランドのヘンリー若年王(1155-1183)と結婚し、次女アデル(1160-1213)は1169年にイングランドのリチャード獅子心王(1157-1199)といったん婚約したが、破談となり、ポンティウ伯爵ギヨーム(1178-1221)と結婚し、ギヨームはフィリップ王の忠臣となった。ルイ七世と三度目の后アデルの間にはフィリップのほかアニエス(1171-1220/40)があり、ビザンツ帝国(東ローマ帝国)皇帝と結婚した。王女は各地の権力者との宥和の手段であった。

と呼んでいる⁽¹⁸⁾。十七歳で王位に就き、王領の安定的支配のために後継者を待ち望んでいたルイ七世にとってフィリップは四十五歳にしてようやく得た王子であり、まさに賜物であった。フランク人であるカペ朝の王はサリカ法 (loi salique) に従っており、遺産の相続権を嫡出男子に限っていたためである⁽¹⁹⁾。リゴールはルイ七世が王子フィリップが誕生する前に、フィリップが各地の封建領主を屈服させ、服従させる夢を見たとしている⁽²⁰⁾。

16-17世紀の絶対王政の貴族はパリ・マレ地区に館を構え、ルーブル王宮に登城することになるが、高期中世フランスは各地の封建諸侯は所有者として領主領 (seigneurie) を支配し、同時に領地の最高権力者という封建体制であった。国家・国民 (nation) としての一体性はなく、領地を巡る封建諸侯の争いが頻発し、カペ朝の王の役割は平和と安定のために至上の存在としての王権を樹立することであった。それがフィリップ王に期待された役割である。

王子フィリップが十四歳を迎える 1179 年 3 月、父ルイ七世は聖職者と各地諸侯を集め、王子を共同王 (co-roi)⁽²¹⁾ とすることについて賛同を得て、同年

(17) シテ島の王宮で吉報を待っていたルイ七世のもとに王子誕生の報を伝えた女官オジェに、王は法外な褒賞を与え、また吉報がパリ市内に伝わるとサン・ジェルマン・デ・プレで修道僧が一斉に『神のご祝福を』と唱え、街では夜遅くまで民衆が集まり、一晩中、大騒ぎをしたという。王位継承者の誕生は領地の安定を意味し、権力者と民衆の双方にとって朗報であった。

(18) Henri-François Delaborde, *Oeuvres de Rigord et de Guillaume le Breton, Historiens de Philippe-Auguste*, Tome 1, 1882, pp. 7, 176; François Guizot, *Collection des mémoires relatifs à l'histoire de France, Rigord, vie de Philippe-Auguste et Guillaume le Breton, vie de Philippe-Auguste*, 1825, pp. 9, 191 (前者は同時代の年代記者のラテン語原文, 後者は仏訳版である)。

(19) Jean-François Aimé Payré, *Lois de Franc contenant la loi salique et la loi ripuaire*, 1828, pp. 209-211. 久保正幡訳『サリカ法典』(創文社, 1977) 158, 159 頁。

(20) Henri-François Delaborde, *op. cit.*, p. 8. 王ルイ七世は「王子が人間の血が注がれた聖なる盃を手にとり、高々と掲げ、その後、面前に控えた諸侯に向かって『この盃をとり、これを飲め』と命じると、諸侯はひとりひとり従った夢を見た」とされている (François Guizot, *op. cit.*, p. 10)。

8月15日にランス聖堂で大司教ギヨームにより、聖別・戴冠の式を行う予定を立てた⁽²²⁾。ルイ七世は身体堅固ではなく、またその先代ルイ六世も赤痢で亡くなり、風土病・伝染病の恐れや対立する諸侯との戦いもあり、王が不在となる事態を避けるためであった。しかしリゴールによると8月初旬、パリを発って北のコンピエーニュ(Karnopolis)を通る最中、キューーズの深い森のなかで王子フィリップは魔物(Mesnie Hellequin)⁽²³⁾に襲われ、数日間、生死を彷徨ったとされている⁽²⁴⁾。このために王子フィリップの聖別・戴冠式は延期され、同年11月1日にランス聖堂で大司教ギヨームの手によって行われた。

2 フィリップ王の婚姻戦略

父ルイ七世は三度、后を迎えたが、フィリップ王も三人の后を持った。ル

-
- (21) 共同王の先例に、1129年にフィリップ王の祖父ルイ六世が長男フィリップ(1116-1131)をランス聖堂で聖別・戴冠させた例がある。このフィリップは二年半後に、不慮の事故(敵将追跡中の落馬)で亡くなり、長男の死から二週間後の10月25日に次男ルイ(ルイ七世)が同聖堂で共同王の聖別・戴冠を受けた。
- (22) Henri-François Delaborde, *op. cit.*, p. 11. カペ朝の祖ユージュと同様に王位の地位は諸侯の支持に依存した。カステリエリ教授は、ルイ7世はフランドル伯爵フィリップに王子の教育役を期待したが、フィリップ王はこれを忌避したとしている(Alexander Cartellieri, *L' Avènement de Philippe Auguste (1179-1180)*, *Revue historique*, Tome 52, no. 2, 1893, pp. 244, 250-253)。
- (23) リゴールは「当時の多くの証言では」として、王子フィリップが獣を追って森に入り、道に迷い、数時間後または数日後、息も絶え絶えて王子が戻ったとしている(Henri François Delaborde, *op. cit.*, pp. 10,11; François Guizot, *op. cit.*, p. 11)。メニ・エルカンは11世紀ころイングランドから広まった民間伝承の魔物と言われている。誕生前の聖盃の夢に加え、この怪物伝承もフィリップ王の独自性の象徴のようである。
- (24) 父ルイ王は王子フィリップを寝ずの番で看病したが、睡魔に負け、夢を見ると、イングランドの聖人トマス・ベケット(1118-1170)が現れ、カンタベリーの墓前に息子の快癒を祈るよう命じたと言う。トマスは当時のイングランド王ヘンリー二世(注10参照)の法官であったが、その諫言を恨んだヘンリー二世は騎士を送って暗殺し、後にこの行為を後悔した。ルイ7世がカンタベリーに向かったとき、ヘンリー二世も改悛の情を示すために、同道したと言う。

イ七世の場合は、後継者の確保が主目的であったが、フィリップ王の婚姻は王領の拡大と安定を目的とした。

① 初婚エノー伯爵娘イザベル

フィリップ王の初婚相手は現在のベルギー南部・フランス北部に当たるエノー伯爵ボードアン五世 (1150?-1195) の娘イザベルである。フィリップ王の父ルイ七世は幼時から修道僧になるべく育てられ、兄の事故死で急遽、王位を継承した身であり、またルイ七世が後継者を得るのに長年を要したことから、王子フィリップは早くから后を迎え後継者の男子を得ることを願ったようである。まだ王子十三歳のとき、フィリップは幼児洗礼の代父フランドル伯爵フィリップに後の候補を打診し、フランドル伯爵は兄マチュー (1137-1173) の長女イド (1160-1216) と妹マルグリット (1145-1194) の長女イザベルのふたりを紹介した。王子フィリップは後者を選んだ。

王子フィリップとイザベルは 1180 年 4 月 28 日に北のバポーム修道院で結婚した。父ルイ七世が老衰で亡くなるのは五か月足らず後のことである。バポームはアルトア地方の寒村で、イザベルの父のエノー伯爵ボードアン五世が領有し、エノー伯爵は娘の婚姻にあたって持参財産 (dot)⁽²⁵⁾ として新郎フィリップに贈与した。フィリップ王はやがて義父のエノー伯領も手に入ると皮算用したと言う。この結婚式に父ルイ王は老衰のために欠席、母アデルも王

(25) サリカ法に妻から夫に渡す持参財産 (dot) の規定はなく、12 世紀ころに慣行として成立したとされている。1839 年の著書でアンペール教授は「持参財産 (dot) に関する蛮族法 (loi barbare) はローマ法とは正反対で、夫は受け取るのではなく、渡すことになり、しかも婚姻前と床入り (consommation) 後の二回である。これを『朝の贈り物』(le don du matin) と呼び、これは蛮族の粗野な慣習である。またこれは夫が妻を買い取る (un achat) ように見えるが、渡す相手は妻の親ではなく、妻自身である」としている (Jean-Jacques Ampère, *Histoire littéraire de la France avant le douzième siècle*, Tome 2, 1839, p. 116)。結婚にあたってフィリップ王はアンジュブルジュの実家からの財産の贈与を期待し、一方、アンジュブルジュはゲルマン法・慣習に基づいて夫からの財産贈与を期待したのであろう。

の看護に忙しかった。

さらにもうひとつフィリップ二世には目論見があった。カペ朝は972年の同輩諸侯の選挙でユークが王に選ばれたことに始まった⁽²⁶⁾。王という名は得たが、フランドル伯爵、エノー伯爵などの封建諸侯とは格別の差はない。一方、カペ朝の王がシャルルマーニュの血を継ぐ者であったなら、その地位は単なる選挙された王ではなく、正統な継承者であることになる。シャルルマーニュの血統を得ることはユーク以来のカペ朝の積年の夢であった⁽²⁷⁾。イザベルを選んだのはシャルルマーニュの血統を継ぐ者であったからである⁽²⁸⁾。花嫁イザベルの先祖をたどるとカロリング朝のシャルルマーニュ(742/48-814)に至る。一方、イドにはこれがなかった。

1180年4月28日に王子フィリップとイザベルは結婚し、同年9月18日、

(26) バンヴィルはユーク・カペをフランクの王に選出するのに反対した諸侯として、フランドル伯爵、トロア伯爵、トゥールーズ伯爵、アキテーヌ公爵をおよび複数の大司教を挙げている(Bainville, *op. cit.*, pp. 51,52)。初代のユークの時代のカペ朝の王領は、パリを中心に、南はオルレアンからエタンブ、東はムルン、西はドゥルー、北はコンピエーニュで囲まれた狭い地域であった。

(27) カロリング朝の末期、986年3月2日にロテール王(941-986)が急死、正妻の子ルイ五世(967-987)が王位を継いだ。翌987年5月21日、ルイ五世は急死し、カロリングの血統が絶えた。同年7月3日、コンピエーニュでの同輩の選挙でユーク・カペが後継者に選ばれた。

(28) アルトアはリールに近いアラスを中心とする地域である。シャルルマーニュの孫ジゼル(819/22-874)がエヴラル・ドゥ・フリウル(805/10-866/69)と結婚する際、祖父シャルルマーニュが持参財産として8千ヘクタールのアルトアの領地を贈り、エヴラルはアルトア伯爵を名乗った。フィリップ2世の後イザベルの父エノー伯爵ボードアン五世はエヴラルとジゼルの血統を継いでいる。またエヴラルとジゼル夫妻の玄孫(曾孫の子)のロザラは初婚相手のフランドル伯爵アルヌール(961?-987)が亡くなった後、カペ朝第2代のロベール二世(972?-1031)と再婚し、このふたりの間に子ができれば、カペ朝はカロリング朝の血を継ぐことができ、王位の正統性を確実にするはずであったが、四年後、夫ロベール二世が離縁したため、このときはカペ朝の夢は実現しなかった。フィリップ二世がイドではなくイザベルを選んだのは、ユーク以来のカペ朝の積年の夢の実現目的である。

父ルイ七世が老衰で亡くなり (享年 60 歳), 翌 1181 年 6 月, 共同王のフィリップはパリの北のサン・ドニ聖堂で正式な王として戴冠し, 同時にイザベルも女王として聖別・戴冠を受けた。1182 年 4 月にはフィリップ王はユダヤ人の追放令を発したが⁽²⁹⁾, 王領内の統治の安定対策と考えられる。

同時に, フィリップ王は王子の誕生を心待ちにしていた。しかしいずれも若年で結婚したので, 婚姻後しばらく子はできず, ようやく 1187 年 9 月 5 日に王子ルイ (後のルイ八世) が生まれた⁽³⁰⁾。王子ルイは母イザベルからシャルルマーニュの血統を受け継ぎ, カペ朝に王位の正統性もたらされたのであるが, イザベルは 1190 年 3 月 15 日, 双生児を死産して, その後の衰弱のため亡くなった。

当時のフィリップ王は, フランス西部のノルマンディ, ポアトゥーの領有をめぐるイングランド・プランタジュネット朝と対立し⁽³¹⁾, また教皇グレ

(29) Henri François Delaborde, *op. cit.*, p. 27; François Guizot, *op. cit.*, p. 22. 旧約申命記 (Deutéronome) 第 23 章 19 編に「兄弟に利息 (usure) をとって貸してはならない」, 同 20 編に「しかし異邦人には利息をとって貸してよい」とあり, 12 世紀にはユダヤ商人が王領内の一般人に高利で金を貸して, 財を築き, 多数の召使, 奉公人を抱えていた。フィリップ王は 1182 年 4 月にユダヤ人に 2 カ月以内に王領からの退去するように命じた。

(30) フィリップ王は婚姻後, しばらくの間, 王子が生まれないことに立腹し, 1184 年 3 月にサンリスの聖堂で公会議 (Concile) を開き, イザベルの離縁を宣言したが, イザベルは改悔服で聖堂の周りを膝まづいて回り, 哀れと思った民衆が王の慈悲を求め, フィリップ王が離婚を思いとどまったという経緯もあった。

(31) ノルマンディは 911 年にカロリング朝の王シャルル三世 (879-929) がヴァイキングの首領ロロン (846-932) に定住と破壊行為の停止を条件に与えた領地であり, 1066 年にイングランド王に即位したウィリアム征服王 (1027/28-1087) はロロンから六代後の末裔であり, ノルマンディ公爵を兼ねた。ポアトゥーはアキテーヌ公爵・ポアトゥー伯爵の領地であるが, 同公爵ギヨーム十世が亡くなると, 直系男子がなく, 長女アリエノールがこれら領地を継承し, フィリップ王の父ルイ七世と結婚して, いったんカペ朝の領地となったが, 1152 年にアリエノールがプランタジュネット朝のヘンリーとの再婚によりプランタジュネット朝の領地となった。フィリップ王にとってノルマンディもアキテーヌもプランタジュネット朝に奪われた領地であった。

ゴリオ八世(1100-1187)からは聖地回復の第三次十字軍に関する教令を受け取っていた。このためフィリップ王は王子ルイの誕生にも女王イザベルの臨終にも立ち会うことはかなわなかった。イザベルの死後、フィリップ王はイングランド・プランタジュネット朝と講和し、1190年6月24日に聖地に向けて出立した。フィリップ王が聖地からパリに帰還するのは1191年12月27日のことである。

② 再婚デンマーク王女アンジュブルジュ

カペ朝にはシャルルマーニュの血統の継承に加えて、もうひとつ積年の懸案があった。ノルマンディ公領である。父ルイ王が安易に離婚した最初の妻アリエノールが直後にプランタジュネット朝のヘンリー二世と結婚した結果、イングランドの王がブリテン島だけでなく、北フランスのノルマンディから南西フランスのポアトゥー、アキテーヌに及ぶ広大な領地を領有することになったのである。これはカペ朝の王にとって最大の脅威であった。フィリップ王にとってイングランド・プランタジュネット朝対策は喫緊の課題であった。

そしてその機会が訪れた。ヘンリー二世が1189年7月にロワール河畔のシノン城で亡くなり、1192年秋にプランタジュネットの王位後継者であるリチャード(獅子心王, 1157-1199)が第三次十字軍で聖地に遠征してからの帰り道、ウィーン近郊(Dürnstein)で捕えられ、神聖ローマ皇帝の捕囚となったのである。ブリテン島の守護は弟ジョン(欠地王, 1166-1216)に託されており、フィリップ王はジョンの実力を周知していたから、ブリテン島への侵攻の好機であった。そこで王はデンマーク王宮に特使を派遣した。ブリテン島侵攻にはドーヴァーを越えなければならず、内陸にしか領地を持たないカペ朝には船団の用意がなかった。かつてヴァイキングで北海沿岸を動き回ったデンマークの王室に援軍を期待したのである。

デンマーク側にはカペ朝の王に対する恩義があった⁽³²⁾

1193年4月、フィリップ王はノワイヨン司教エチエンヌ (?-1221)らの特使としてデンマーク・シェラン島のヴォーディングボー (Vordingborg) の王宮に派遣し、ブリテン島に侵攻するために500隻の船団を提供するように申し入れた⁽³³⁾。しかしデンマーク王クヌート六世は船団の提供を拒否した。デンマーク王にとってもブリテン島攻略の好機ではあったが、当時、デンマーク王はローマ教皇から東方の対スラヴ十字軍の教令を受け取っており⁽³⁴⁾、西方に軍を派遣する余裕はなかったのである。船団の提供を拒絶する代わりに、

(32) 18世紀末からの歴史家ラ・ポルト・ドゥ・テイユは12世紀のデンマークにとってカペ朝のパリは知識学芸の宝庫であったと書いている (Gabriel de La Porte du Theil, *Mémoire concernant les relations qui existoient, au douzième siècle entre le Danemarck et la France*, 1802, pp. 8,9)。12世紀前半以降、デンマークからはアセル、エスキルといった聖職者がクレルヴォーの聖ベルナルなどを訪ね、さらに12世紀初めにパリ市外にサン・ヴィクトール修道院学校が創立されると、ルンド大司教アブサロン (1128-1201)、その後継者アンドレ (1167-1228) と兄ベテル (1161/65-1214) のスネセン兄弟、ヴァルデマール大王 (1131-1182) の従兄弟プレーメン大司教ヴァルデマール・クヌトセン (1158-1236)、学僧サツ (後掲)、歴史家スヴェンド・アゲセン (?-1140) などがパリに留学し、当時パリに『デーン人学寮』(Collège de Dace) も建てられた。また大司教アブサロンは1165年にサン・ヴィクトール修道院学校の教師ギヨーム・ドゥ・パリをデンマークに招聘し、ギヨームはデンマークのキリスト教布教と修道院の改革に取り組み、後にデンマークのロスキレとパラクレの修道院長を務め、さらにフィリップ王のアンジュブルジュ離縁問題をローマ教皇に訴えるために、デンマーク王クヌート六世の特使として直訴した。宗教と学問の分野で当時のデンマーク王室はカペ朝に頼っていたのである。なおアンジュブルジュの父ヴァルデマール大王とルンド大司教アブサロンは真の兄弟のように緊密な関係があった。ヴァルデマール大王の父クヌート・ラヴァルド (1096-1131) は嫡出の王位継承者とみなされていたが、当時の王ニルス (1064?-1134) が敵視し、クヌート・ラヴァルドを暗殺し、その妻アンゲボルグ (1100-1137) は危うく難を逃れて、ヴァルデマールを産んだ。アンゲボルグ親子を保護したのが、大司教アブサロンの父アセル・リグ (1080-1151?) であり、ヴァルデマールとアブサロンは兄弟のように育てられた。ゲノレ研究員はデンマークのキリスト教普及がアンジュブルジュの祖父クヌート・ラヴァルドの功績としている (Agnès Guénolé, *La conversion des Slaves et le titre rex attribué à saint Knud Lavard, duc de Schleswig et « prince des Abodrites » (XIIe siècle), Cahier des études religieuses*, 2011)。

クヌート六世は妹アンジュブルジュを差し出した⁽³⁵⁾。特使ノワイヨン司教はこれを承諾し、婚約の履行の担保として、重臣二人を残して、司教は帰国の途に就いた。

デンマーク王と特使の会談の結果は急使によってパリ・シテ島の王宮に伝えられ、王一行が北に向かって出立し、司教エチエンヌとともに王女アンジュ

-
- (33) 同時代のイングランドのニューバーク司祭ウィリアム(1136?-1198?)は、フィリップ王がブリテン島へ侵攻するにあたりデンマーク王に船団を提供するように依頼したが、デンマーク王がこれを拒絶し、代わりにデンマーク王の妹アンジュブルジュを差し出したと記している(William de Newburgh, *Historia rerum Anglicarum, Chronicles of the Reign of Stephen, Henry II, and Richard*, tome. 1, 1884, pp. 368-370)。デンマークのヴァイキングは793年にブリテン島東北部のリンディスファーンの修道院を襲い、その後もブリテン島に侵攻し、9世紀にウエセックス王エゼルレッド(847-871)の軍と戦って、ブリテン島の東海岸から中央部を支配し、定住地はデーンロー(Danelaw)と呼ばれた。それ以降も10世紀半ばにはデンマーク、ノルウェー、ブリテン島を支配する北海帝国(Empire de la mer du Nord)が形成された。こうした過去の経緯からフィリップ王はデンマーク王に潜在的なブリテン島の支配権があると考えたのである。ただしリゴールは単に「フィリップ王はノワイヨン司教を派遣し、デンマーク王に妹を正式な后に迎え入れたいと申し入れた」と書くだけである(Henri François Delaborde, *op. cit.*, p. 124; François Guizot, *op. cit.*, p. 112)。
- (34) ローマ教皇エウジェニオ三世(?-1153)は1145年に聖地遠征(第二次十字軍)を命じたが、デンマークは聖地に遠征するには遠すぎた。翌1146年10月5日、同教皇は当時のデンマーク王スヴェン三世(1125-1157)に、聖地への進軍を免除する代わりにスラヴ異教徒の征伐を命じ、スラヴ討伐は聖地遠征と世俗上も教会法上も同等であるとする教皇令を発した(Der Wendenkreuzzug)。デンマークの南の大陸にはスラヴ族ウエネディ人(Wendes)が住み、キリスト教が普及せず、ユトランド半島、シェラン島を攻撃していた。ノワイヨン司教エチエンヌに対して、クヌート六世は「ブリテン島の住人はみなキリスト教徒であって、攻撃する理由がなく、異教徒ウエネディ人を攻めよと命じられている。いまわが軍団がブリテン島を攻めれば、これを好機到来とばかりにスラヴの蛮族がわが領土に攻め入ろう」と答えたと言われている。
- (35) フィリップ王はノルマンディ公領の確保も考えた。ノルマンディ公領は10世紀初めにヴァイキングの首領ロロンに領地と公爵位を与えたことに始まり、デンマーク王室にも潜在的な領主権があると想定したとも考えられる。

ブルジュと兄ヴァルデマールなど一行がデンマーク・シェラン島の王宮からフランスに向けて旅立った。

フィリップ王にとって初婚イザベルはアルトア領という現実の土地財産をもたらしたが、二度目のアンジュブルジュはフィリップ王に目に見える見返りを提供しなかった⁽³⁶⁾。

そしてアミアンの聖堂で結婚式が行われ、その翌日、王は王妃に離婚を宣した。王妃アンジュブルジュは八年近く修道院生活を送り、その後十二年近くを要塞 (le tour de Guinette) で暮らす羽目になった。王妃の修道院生活については後記の通りであるが、一方、1203年春にアンジュブルジュがローマ教皇インノチェンツィオ三世に送った書簡からエタンプ要塞の暮らしの一端をうかがうことができる。すなわち「フィリップ王はわたくしを妻とお認めにならず、孤独な牢獄 (prison) にあたら青春を蕩尽し、警備人はわたくしに『結婚を諦めよ』と脅し付け、会話を楽しむべき訪問者もなく、告解司祭もなく、ミサに出ることもあまりなく、祖国からの報せも届かず、食べ物も不足し、非衛生。服と言えれば必要最小限で、王妃にふさわしくないものばかり。これも王との婚姻の破綻を納得させるため、夫婦関係がなかったと言わせるため。ここで妥協すると、教皇様もこれが強いられたものは考えてくださるまい」とある⁽³⁷⁾。

(36) 唯一考えられるメリットは、東方の血である。「フィリップ」(Philippe) という名はギリシャに由来し、「知恵、友愛」(philo) と「馬」(hippos) を意味する。東欧の住人はギリシャの末裔と信じられていた。アンジュブルジュの母ソフィー (1140-1198) は現在のベラルーシの領主の娘であり、アンジュブルジュの父ヴァルデマール大王 (1131-1182) の母インゲボルグ (1100-1137) は現在のウクライナの領主の娘である。バンヴィルは、カペ朝の王には東欧生まれの後を迎える例があったとして、カペ朝第3代のアンリー一世とキーフ大公の娘アンヌ (1024/36-1075/89) の例を挙げ、アンヌをマケドニア王の末裔と想定したと述べている (Banville, *op. cit.*, p. 56)。

(37) Jean Gaudemet, *op. cit.*, p.22.

③ 再々婚メラニア公爵の娘アニエス

フィリップ王の急な離婚の原因を「神聖ローマ帝国のハインリヒ六世(1165-1197)の伯父・叔父のラインラント・プファルツ伯爵(コンラート一世, 1134?-1195)の娘(アニエス, 1176-1204)との結婚を望んだため」とする意見もある⁽³⁸⁾。フィリップが神聖ローマに近寄ろうとしたことは否めない。これもイングランド・プランタジュネット朝対策である。

前記のとおり、イングランドのリチャード王は聖地からの帰途、捕縛され、神聖ローマ皇帝の捕囚になっていたが、高額的身代金を払って、1194年2月に解放され、ブリテン島に帰還し⁽³⁹⁾、再びカペ朝とプランタジュネット朝の戦乱が必至となった。この年7月初旬にはオルレアン近郊のフレトヴァルでリチャード率いるイングランド・ノルマンディ連合軍に攻撃され、フィリップ王軍は一敗地にまみれ、態勢の立て直しを迫られた。そこで目を付けたのが、リチャード王を捕囚していた神聖ローマ帝国である。しかしフィリップ王が新婦アンジュブルジュを即日離縁したという噂は各地に広く伝わっていたため、フィリップ王の求婚に応じる者は現れず、ようやく1196年6月、神聖ローマ帝国内のメラニア(モラヴィア)公爵ベルトルド四世(1153/-1204)の娘アニエス(1172?-1201)と結婚した。同公爵夫妻が乗り気になったためと言われているが、この婚姻は神聖ローマ皇帝にとってもカペ朝との関係の良化に資する良策であった。

フィリップ王とアニエスの間には、マリ(1198-1224)とフィリップ(1200-1234)の二子が生まれたが、ローマ教会はフィリップ王のアンジュブルジュ

(38) Roger of Hoveden, *The history of England and of other countries of Europe from A.D. 732 to A.D. 1201*, vol. II, 1853, p. 304. 著者のロジャー(?-1202)はイングランド・ヨークシャーの僧。

(39) イングランド側は神聖ローマ帝国のハインリヒ六世に解放金として銀10万マルクを払ったという。リチャード王の身代金(rançon)についてフィリップ王は神聖ローマ皇帝に多額を要求するように進言した。リチャード王の母アリエノールが身代金をみずから調達して、神聖ローマ帝国まで運んだという。

離縁を認めておらず、アニエスとの子は非嫡出子 (illégitimes) とされ、1199年のデジョン公会議では「フィリップ王のアニエスとの婚姻は重婚であり、即刻、アニエスと別れなければ領地全体で聖職者による聖務を停止し、王とアニエスを破門する」と脅かされた。その後も教皇庁との交渉が行われた結果、1201年3月のソアソン公会議で聖務停止と破門を行わない代わりに、アニエスの離縁とアンジュブルジュの王妃への復帰が命じられたが、その四か月後、アニエスは第三子を死産し、本人もパリ西郊のポアシで亡くなった(享年29歳)⁽⁴⁰⁾。

3 アンジュブルジュとの婚姻と離縁

フィリップ王のイザベルとの婚姻にはカペ朝にシャルルマーニュの血統を導入することでカペ朝に正統性を与えるという利益があり、さらに新婦の持参財産としてアルトアの領地を手に入れることができた。三度目のアニエスとの婚姻にはイングランド・プランタジュネット朝との争いを前にして、神聖ローマ帝国皇帝ハインリヒ六世との友好協力関係を強化して後方を固めるという利益があった⁽⁴¹⁾。

一方、アンジュブルジュとの婚姻には实际的利益がなかった。ブリテン島攻撃のための船団の提供を断られて、王女を渡されただけである。このことが1193年8月15日の結婚式の翌日の突然の離婚宣言のひとつの要因であろうが、もうひとつ結婚式の翌日の離婚には別の原因がある。

リゴールは「フィリップ王はデンマーク王クヌート六世に妹御を正式に后

(40) アニエスの長女マリは1200年にスコットランド王と婚約し、1202年にブルターニュ公と婚約したが、いずれも破談になり、1206年にナミュール伯フィリップ(1174-1212)と婚姻したが子はなく、夫の死後、1213年にブラバン公アンリと再婚した。フィリップはマティルド・ドゥ・ダマルタン(1202-1259)と婚約し、クレルモン・ブローニュ伯となった。アニエスを悲劇の女王とする頌歌がある(Amédée de Cesena, *Agnès de Méranie, tragédie en 5 actes*, 1842 et François Ponsard, *Agnès de Méranie: tragédie en cinq actes*, 1847)。

に迎えたいと伝えるために尊敬すべきノワイヨン司教エチエンヌを派遣した。デンマーク王はこの申し出に快く応じ、妹の中でもとくに美しく⁽⁴²⁾、清純なアンジュブルジュを特使に渡した。アンジュブルジュは兄弟姉妹に見送られ、海風に乗ってアラス (Arras)⁽⁴³⁾ の町に入り、結婚式が挙行され、翌日王妃は戴冠するはずであったが、式典中「どうしたことか (*Sed mirum!*)、悪魔の仕業 (*instigante diabolo*) か妖術師の呪詛 (*maleficiis per sorciarias impeditus*) によるものか」、フィリップ王は待ち焦がれた妃を怖がって見もしなかったとしている⁽⁴⁴⁾。ギヨームもこの急変を「呪いか妖術によるものか (*per sorciarias, ut dicunt, maleficiata*) . . . , 王は王妃への愛を失い、王妃から床入りと王自身に対する権利を奪った」としている⁽⁴⁵⁾。これを19世紀前半に研究者ジェローは「魔女がよくする紐結び (*nouement d' aiguillette*)」と解してい

(41) ハインリヒ六世は1191年4月にシチリアを領有するオートヴィル家 (Hauteville) のコンスタンス (1154-1198) と結婚した。オートヴィル家は、初代のノルマンディ公爵ロロンの近臣のイアルト (Hialtt, 898?-940) の孫タンクレド (946?-1040/41) に始まる。タンクレドの息子らが11世紀初めにシチリアに進出し、支配した (シチリア王国)。コンスタンスはシチリア王ロジェ二世 (1095-1154) の末子。皇帝ハインリヒ六世はコンスタンスとの結婚により、1194年にシチリア王に即位した。ここにもデンマーク・ヴァイキングとの縁がある。

(42) クヌート六世にはアンジュブルジュのほかソフィー、マリ、エレヌ、マルガレットという妹があった。

(43) アラスとアミアンはいずれもフランス北部のピカルディの都市であるが、アラスはアミアンから60キロ北にある。リゴールは結婚式の場をアラスとしているが、その書の編集者の古文書館ドゥラボルド司書は「婚姻挙行地はアラスではなく、1193年8月14日にアミアンで挙行された」と脚注を付している。

(44) Henri François Delaborde, *op. cit.*, p.124. Guizot はこれを”ô prodige ! ce jour même le roi, sans doute à l'instigation du diable, ou, selon d'autres, par les maléfices de quelques sorcières”と訳している (François Guizot, *op. cit.*, pp. 112, 113)。

(45) ギヨームの原文は”Ab ipso rege cepit minus diligi, et jure thori et carnis debito privati”であり (Henri François Delaborde, *op. cit.*, p.195), Guizot は”par l'effet de sorts et de maléfices, le roi commença à moins l'aimer, et à la priver des droits qui lui appartenaient sur son lit et sa personne”と訳している (François Guizot, *op. cit.*, p. 210)。

る⁽⁴⁶⁾。『紐結び』とは中世以来の一時的な身体的状態を意味する慣用句で⁽⁴⁷⁾、当時は周知の表現であった。当時のカノン法では婚姻の成立要件を「床入り」(La consommation du mariage)としており、王妃はこの権利を失ったことを意味する。

突然の変心の原因を妖術や魔術に求めることは、結婚を王領拡大という現実的目的の手段と捉えるフィリップ王にはそぐわない。ル・ブラ教授が「王侯 (les Grands) は縁戚関係という狭い範囲の中で結婚して、その後、欲望や財産目当てから婚姻障害を言い出す例があり、フィリップ王はその一例である」と書いているとおり⁽⁴⁸⁾、フィリップ王は単純、簡単、直情径行の人物ではなく、その慎重かつ計算高さは初婚と三度目の婚姻に明らかである。さらにこの点は1190年に残した王の遺言書 (Testament du Roy) にも見ることができる。この遺言書は第三次十字軍の先頭に立って聖地に旅立つ前に、母アデルと伯父のランス大司教ギヨームを摂政 (régent) に任じ、21項目にわたって王領内の統治を公正に行うように指示したもので、当時二十五歳の青年王にしては慎重な配慮が見られる⁽⁴⁹⁾。

ただアンジュブルジュを後に迎えても軍事的な利点はなく、領地を拡大することも期待できないことは、遅くともアンジュブルジュをアミアンの町で迎えた時点で明白になったことであるから、結婚を拒否すれば済むことであ

(46) Hercule Géraud, *op., cit.*, p. 10. ドゥラボルド司書もこの点についてはジェロー研究員の本篇を見るように勧めている。

(47) モンテーニュ (1533-1592) は『随想集』の第一編「空想の及ぼす力」で新婚時の不安が及ぼす障害 (entrave) としている (Michel de Montaigne, *Essais de Michel de Montaigne*, Tome 1, 1828, p. 93)。ヴォルテール (1694-1778) も風刺詩『オルレアンの少女』に「紐結び」(on nouait l' aiguillette) を書いている (*Oeuvres complète de Voltaire*, Tome XI, 1785, p. 244)。

(48) Gabriel Le Bras, *Le mariage dans la théologie et le droit de l'Église du XIe au XIIIe siècle*, *Cahiers de civilisation médiévale*, Avril-juin 1968. pp. 191-202.

(49) *Ordonnance des Roys de France de la troisième race*, Tome 1, 1723, pp. 18-22. 遺言の第20項目では聖地遠征中にフィリップ王が死亡した場合は、王室財産の分配を命じている。

り、結婚式の翌日に離婚 (répudiation) を言い出すのはフィリップ王の計算高さに似合わない。

筆者は、フィリップ王によるアンジュブルジュの離縁は、ふたりの婚姻に関する法規範・慣習の違いが原因と考えている。フランク人はゲルマン族であるが、すでに6世紀初頭にクロヴィス(466?-511)が洗礼を受けて以来、キリスト教が広まり、カノン法とともにフランクのサリー人の法 (lois salique) と慣習が存在した。一方、アンジュブルジュの故国デンマークの事情はまったく異なる。コペンハーゲン大学のフォクト上級講師(1974-)は「9世紀から10世紀のデンマークでは、王が各地に立って争い、ようやく13世紀に政治的に統一された。(ユトランド半島中部の) イエリング (Jelling) にはルーン文字 (lettre runique) で『ハラルド青歯王(910?-985)の代の965年にデン人(デン人)はキリスト教徒になった』と岩に刻まれている……。初期教会の組織形態についてはほとんど知られていないが、クヌート大王(985/990-1035)が複数の司教区を設け、ブリテン島から複数の聖職者を招いたことは知られている。(同王の死とともに) 北海帝国が終焉を迎えると、デンマークの教会は南に方向を変え、ハンブルグ・ブレーメン大司教区に含まれた。スヴェン二世(1020?-1076)の時代にはデンマーク王国に八つの司教区があり、その間に、教会に対する贈与が初めて行われている。11世紀には、教会は布教集団から恒久的組織に改編され、12世紀初めにはローマ教皇によりルンド大司教区 (archévêché) が設けられ、デンマーク人の大司教がスカンディナヴィア全体の大司教になった」としており⁽⁵⁰⁾、デンマークにおけるキリスト教の普及は遅れた。同上級講師はさらに「最近の研究では12世紀デンマークには婚姻や親族について明確な定義がなかったことが分かっている。かえって親族は自由に選ぶことができた。友人間でも血縁関係が認められたが、家族・

(50) Helle Vogt, Absalon: évêque, guerrier et le Richelieu du Danemark, *Autour de Lanfranc (1010-2010) - Réforme et réformateurs dans l'Europe du Nord-Ouest (XIe-XIIIe siècles)*, 2015, pp. 329-341.

近親について明確な定義がなかったので、家族・近親の連帯という考え方もなかった。この結果、親族関係が拡散し、個人とその親族の間に特別な紐帯も義務もなかった。このため血縁関係の濃い者の間でも頻繁に争いが起こった。こうした親族の構造では、協力関係を構築できず、安定的平和的な社会の基盤がなかった。また個人の結びつきの基礎が婚姻ということが多かったが、婚姻は平和をもたらすと同時に不和の種でもあり、また近親関係は配偶者双方の存命中に限られた」と続けている⁽⁵¹⁾。

すなわちデンマークではキリスト教の普及が遅れ、婚姻に関するカノン法の基礎が欠如していたのである。

4 モルゲンギーヴァの慣習

フィリップ王とアンジュブルジュの婚姻に関する法規範・慣習の違いとは『モルゲンギーヴァ』の有無である。

この『モルゲンギーヴァ』(Morgengiva)または『モルゲンガープ』(Morgengab)という慣行は、古くからデンマークにはあった。これは「朝の贈り物」を意味し、ゲルマン族の婚姻に関する慣習・風俗であり、西暦1・2世紀のタキトゥス(55?-120?)は『ゲルマーニア』に「持参品は妻が夫に齎すのではなく、かえって夫が妻に贈るのである……。これが最大の結鎖であり、これが結婚の神聖な秘密」と書いている⁽⁵²⁾。

しかしメロヴィング朝からカペ朝のフランクではこの慣習は消滅していた。

(51) キリスト教の布教が遅れたデンマークでは、多夫多妻制 (polygamie) が支配し、正室・側室・側女という区別、嫡出・非嫡出の区別がなく、王位継承の争いが続いた。とくに10世紀半ばのハラルド青歯王の時代からヴァルデマール大王が即位する200年間にはデンマーク王は十五人代わった。とくに11世紀半ばに即位したスヴェン二世の没後、母を異にするスヴェン二世の息子の間で王位を巡って争いが続き、これを収束させたのが、アンジュブルジュの父ヴァルデマール大王であった。

(52) タキトゥス (泉井久之助訳注) 『ゲルマーニア』 (岩波文庫, 1979年改訳第一刷) 89, 90頁。Tacite (traduit par Abbé Henri Petitmangin), *La Germanie*, 1913, p. 43.

六世紀のフランス西部トゥール司教グレゴワール(538/39-594)の『フランク人の歴史』(Decem libri historiarum)からもこれは明らかである⁽⁵³⁾。同書はクローヴィス以降のメロヴィング王朝史を綴り、第9編にクローヴィスの息子クロタール一世(497-561)の没後、兄弟間で領土を分割した時代のこととして⁽⁵⁴⁾、フランク西部のネウストリア王となったキルペリク一世(525/34-584)と西ゴート国王アタナギルド(?-567)の王女ガルスウイント(550?-568)の婚姻にあたり、新婦ガルスウイントが夫キルペリク一世に『朝の贈り物』(morganegiba)としてボルドー、リムーザン、カオール、ベアルンとピゴールの地を求めたことが書かれている。キルペリクは『朝の贈り物』の風習にはなじみがなかったが、ガルスウイントの結婚を急ぐあまりこれを受け入れた。このグレゴアールの著書を1840年にティエリ教授(1795-1856)は『メロヴィング王朝史話』として翻案版を出しているが、そこでもキルペリク王からガルスウイントへの『朝の贈り物』として、広大な領地を贈ったことを伝え、さらに「ゲルマン的な国家観念を支配していた、土地領有権(droit de possession territoriale)と統治権(droit de gouvernement)との間にある混乱からして、それらの都市は、いつかフランク人の主権から逸脱するに違いなかったが、ネウストリア王はそんなところまでは考え及ばなかった」と書いている⁽⁵⁵⁾。ティエリ教授はこの風習を「婚姻契約の条件」とし、「婚姻の初夜の後に『朝の贈り物』として夫から彼女(新妻)が受けとる予贈財産」であり、「ゲルマン系統の諸民族の間で守られている風習によれば、花嫁が臥所から起き出た時に、夫は彼女に対して、その処女性の値打ちに相当するなんらかの贈

(53) Saint Grégoire, *Histoire ecclésiastique des Francs* (traduis par Henri Bordier), Tome 2, 1861, p. 198.

(54) サリカ法典第59条は、男子の相続、且つ長子相続を定めるが、561年にクロタール一世が亡くなると、メロヴィング朝の支配地域は息子四人に分割された。長男カリベルトがパリ周辺、次男グントラムはロワールから東、三男シギベルトはメッスを中心とする東北部(アウストラシア)、四男キルペリクはソアソンを中心とする地域(ネウストリア)を得たとしている。

物をしなければならぬことになって」いたもので、「ゲルマンのまちまちな方言によって『モルゲン・ガーベ』(Morgen-gabe)または『モルガネ・ギーバ』(morgane-ghiba)と呼ばれていた」と説明している。

一方、メロヴィング朝フランク人が服したサリカ法に『朝の贈り物』の風習はなく、トゥール司教を務めたグレゴワールにも『朝の贈り物』の風習は奇習と映ったのであろう⁽⁵⁶⁾。グレゴワールの同書の編集者である国立図書館のボルディエ司書は「『朝の贈り物』は蛮族全般、とくにゲルマン族に固有の風習で、新郎は新婚初夜の後、新婦に与えるものである。ロンバルドでは Morgingip, アングロ・サクソンで Morgengifa, 他のゲルマン族で Morgengabe, 北欧で Morgongasva と呼ばれる」と注を付している。古代からの蛮族の風習では、相続は男子に限られ⁽⁵⁷⁾、いったん家を出た子女の生活資金とするという生活を維持する上での要請であったと考えられる⁽⁵⁸⁾。

(55) Augustin Thierry, *Récits des temps mérovingiens; précédés de Considérations sur l'histoire de France*, Tome 1, 2ème éd., 1842, pp. 395, 396. オーギュスタン・ティエリ (小島輝正訳) 『メロヴィング王朝史話 (上)』(岩波文庫, 1992) 53-57 頁。ティエリ教授は『朝の贈り物』をさらに 'désir de conclure à tout prix son mariage' と書き、小島教授はこれを「与贈財産」と訳している。

(56) ル・ジャン教授はその著書の第三章(婚姻方式)で、中世ヨーロッパの婚姻の風俗には、Muntehe (または Vollehe), Friedelehe (concubinage) があり、『朝の贈り物』は前者の一形態であって、フランクの地では「9世紀まではモルゲンガーベは正統な婚姻の形式要件の贈与であったが」、「モルゲンガーベは忘れられ、変わって寡婦財産(douaire)が現れた」としている(Régine Le Jan, *Famille et pouvoir dans le monde France (VII^e-X^e siècle)*, 2003, pp. 262-285)。

(57) タキトゥス(泉井久之助訳注), 前掲 96 頁。

(58) 『朝の贈り物』は単に婚姻の形式の問題ではなく、結婚した女性の地位とその生活基盤にかかわる実際的な問題である。すなわち古代ゲルマン以来、結婚した女性は実家から他家に入り、実家の遺産の相続権を失い、その生活は他家に依存すると考えられた。したがって結婚した女性は、夫と生活を共にするが、夫が早世した場合には、寡婦となった妻の生活の基盤として、あらかじめ妻の固有財産を確保する必要があった。これが結婚の際に『朝の贈り物』を授受する慣行になった。ただし『朝の贈り物』の慣行は夫が妻を金銭等の財産で買うという側面を否めなかった。

一面では『朝の贈り物』の慣習は取引に伴う対価(約因)とも解される。しかしカノン法を受け入れたメロヴィング朝、カペ朝では婚姻は両性の同意と床入りで成立し、財産の移動を必要としなかったので『朝の贈り物』はなくなり、結婚の際に、夫が先に亡くなった場合には、遺産のうちの一定のものを寡婦である妻に与えることを約する寡婦財産(douaire)が慣行となった⁽⁵⁹⁾。これは一種の贈与または遺産相続の予約であって、婚姻時に財産が移動することではなく、フィリップ王はアンジュブルジュとの結婚にあたって、オルレアン、クレシ、シャトヌフ・シュール・ロワールとヌヴィル・オ・ボアの法務官職(prévôté)の収入を与えたとされている⁽⁶⁰⁾。寡婦財産はカノン法が普及したカペ朝サリ人の風習である一方、モルゲンギーヴァの慣行・風習はデンマークでは長く残った。

グラソン教授は1879年の論文で「北欧法はイギリス法以上に外国法の影響を受けていない。(中略)北欧では何世紀にもわたってまったく異なった様相を示す。ローマ法はほとんど受容されず、スウェーデン、ノルウェーの法はローマ法の影響が見られない。一方、デンマークではローマ法の復活が見られ、デンマークから多くの学生がフランスとイタリアの大学に学んだ⁽⁶¹⁾。また(1241年に公布された)ヴァルデマール二世(アンジュブルジュの兄)の『ユトランド法典』(Codex Holmiensis)は北欧には珍しく、ローマ法から多くを受容している。しかし北欧では婚姻に関するカノン法の規定は受容することが難しく、その受容に時間を要した……。婚姻に関する北欧の法規範はゲルマン族時代の様相を色濃く残している……。ゲルマン族代の法に共通

(59) リマソン司書は、ローマ教会が寡婦財産を設けたのは、正妻の地位を愛人とは別個なものとして鮮明にすることとしたと説明している(Jules Rimasson, *Essai historique sur la législation du douaire dans le droit germanique*, *Revue de législation ancienne & moderne française et étrangère*, 1870, pp. 157-179)。

(60) Hercule Gérard, *op. cit.*, p. 8. ただしリゴールとギヨーム・ル・プルトン(Pluton)の書に寡婦財産の記述はない。

(61) 注33を参照。

であるが、婚約の際に新郎が払うべき取得金額 (mundr) を定め、新婦は床入り (le lit nuptial) に受けとる。これがゲルマン族が言うモルゲンガーベ (morgengabe) である」と書いている⁽⁶²⁾。

最近ではフェレル教授が中世初期の蛮族の婚姻習俗を取り上げ、多くの蛮族法でモルゲンギーヴァが存在したことを報告している⁽⁶³⁾。例えばリプリア法 (la loi Ripuaire) はメロヴィング朝時代に東方のアウストラシア (現在のドイツ西部) の王ダゴベルト (602/05-638/39) によるものとされているが、その第 39 条に「婚姻契約で夫が妻に設定した贈与は取り消すことができない」とある⁽⁶⁴⁾。またブルグンディ族はバルト海沿岸から北欧に居住し、その後、南進してブルゴーニュ地方に至り、その首領ゴンドボー (450-516) がゴンベット法 (Lois de Bourguignon ou Lois Gombette) を定めているが、その第 42 章第 2 条に「モルゲンギーヴァに関する従前の規定は有効である」とある⁽⁶⁵⁾。イベリア半島に入った西ゴート族の法 (la loi des Wisigoths) にもモルゲンギーヴァの規定がある⁽⁶⁶⁾。これはグレゴアールの書にあるキルペリクとアタナギルドの婚姻の例にも明らかである。

フィリップ二世にとってモルゲンギーヴァの風習は過去の遺物で承知していなかったが、一方、アンジブルジュの祖国デンマークでは『朝の贈り物』が婚姻の成立の条件であった。

(62) Ernest Glasson, *Le Mariage civil et le divorce dans les principaux pays de l'Europe*, 1879, pp. LXXVIII-LXXXV. グラソン教授はロンバルド法 (イタリア)、西ゴート法 (スペイン) にもモルゲンギーヴァがあったが、廃れたとしている。西ゴート法にこれがあったことは後述のとおり、トゥールのグレゴアールが書いている。

(63) Laurent Feller, "Morgengabe", dot, *tertia: rapport Introductif, Dots et douaires dans le haut Moyen Âge*, 2002, pp.18-25.

(64) Jean-François-Aimé Peyré, *Lois des Francs, contenant la loi Salique et la loi Ripuaire*, 1828, p. 291. 久保正幡訳『リプアリア法』(弘文堂, 1940) 41 頁。久保教授は「リプアリア法 (Lex Ribuarria)」とし、モルゲンギーヴァに関する規定を第 37 条「婦女のドス (Dos) について」と訳している。

デンマークの学僧サッソ (Saxo Grammaticus, 1150?-1206) はアンジュブルジュと同時代の人物であり、ルンド大司教アブサロンに命じられて、パリの修道院学校に遊学し、帰国後、1180-1190年頃に先史時代からのデンマークの歴史として『デーン人事蹟』⁽⁶⁷⁾の執筆を命じられ、13世紀初めにヴァルデマール大王の時代まで全十六章を書き上げたが、同書の第1書第5章に『朝の贈り物』の風習が書かれている。これは先史時代あるいは伝説時代で、およそ3世紀と類推される逸話であるが、王グラムに母が異なるふたりの息子グトルムスとハディングスがあった。当時デンマークはノルウェーのスイブダジュルス王に占領されており、幼い異母兄弟は侍従ブラシュに導かれてスウェーデンに船で遁れて、その地の巨人族ワグノフトゥスとハフリウスに委ねられ、巨人族ワグノフトゥスの娘ハルトグレバの娘とともに育てられた。その後、ノルウェーのスイブダジュルス王がデンマークのグラムを殺害し、ノルウェー、デンマークとスウェーデンの支配者となると、弟ハディングスはスイブダジュルス王への報復を誓い、からだを鍛えた。その後、成人に達したハディングスに会ったハルトグレバは「この人は『朝の贈り物』をし

(65) Jean-François-Aimé Peyré, *Lois des Bourguignons vulgairement nommée loi Gombette*, 1855, pp. 44-45, 75. ブルグンド法の第12章「娘の強奪」の第3条に「娘が自分の意思から男に従い、その家に入り、関係を持ったなら、男は婚姻料 (le prix de mariage) を払わなければならない」と規定し、編集にあたったペイレ裁判官は「ゲルマン族では持参金を払うのは女ではなく、逆に男から女に払うのである。この贈与には、娘の両親の承諾を得ること、夫の万一の死にあたって女に生計費を遺すという二つの意味がある。これを『婚姻の代償] (le prix de mariage) という」とし、第42条は「息子がなく亡くなった場合の相続」を規定する。ペイレ裁判官は脚注で「ブルグンド人の間では女に贈り物をする風習は長く残った」と書き、またリプリア法にも同種の規定があり、「妻が夫に供する処女性性の対価として夫が妻に朝に贈るもの」と注釈している。

(66) Laurent Feller, *op. cit.*, pp. 18-25.

(67) Saxo Grammaticus (traduis par Jean-Pierre Troadec), *La Geste des Danois* (Gesta Danorum, livres I à IX), 1995 及び *Danorum Regum Heroumque Historia* X-XVI, 1981. 前者は第1書から第9書まで、後者は第10書から第16書を掲載。

てくれる人」と思いつめたところである。

1194年8月15日の朝、女王の聖別・戴冠式の前に、新婦アンジュブルジュは新郎フィリップ王に「モルゲンガーベには何をいただけるか？」と尋ねたと想像される。初めは意味が分からなかったが、式の途中でフィリップ王はかつて読んだツール司教グレゴアールの著書の一節を思い出したのではないかと。つまり西ゴートの王女ガルスウィントがフランク王キルペリクとの結婚の際に、南西フランスの広大な領地を『朝の贈り物』として所望したことである。キルペリクはガルスウィントに目がくらみ、深く考えもせず、応じたが、フィリップ王はそうではなかった。領地を渡すわけにはいかない。王は新婦の要求に腹を立て、突然「身震いを始め、体を震わせ、蒼白になり、これを抑えることができなかった」ので、王は新婦をデンマークの特使に引き渡そうとしたが、特使はアンジュブルジュを連れ帰ることを拒否して、立ち去った。フィリップ王は対抗手段として、王妃を離縁することとしたが、フィリップとアンジュブルジュの婚姻は大司教により成立したので、キリスト教徒の王として婚姻の事実は認めなければならず、カノン法に従って王妃を離縁することにしたと考えられる。そこでフィリップ王は父ルイ七世がアリエノールを離婚したときの理由、すなわち近親婚 (*consanguinité, affinité, parenté*) を理由とすることとし、家臣に系図を当たらせ、フィリップ王の前妻イザベルと新婦アンジュブルジュには血縁関係があることにした。ただしこれには無理があった⁽⁶⁸⁾。

フィリップ王にとって、カペ朝の領地の拡大は最大の目的であり、初婚のイザベルとの婚姻はアルトア領を得て、さらに義父からエノー伯爵領を手に入れる算段もしていたところで、またフランドル伯爵との対立もイングランド王リチャードとの対立もすべてはカペ朝の王領を取り巻くフランドル伯領、ノルマンディ公領、さらにポアティ伯領からアキテーヌ公領を手に入れて、カペ朝の支配を拡大することを至上命題としていた。その野望を持つ王に向かって王の領地を割譲せよというかのごとき、アンジュブルジュからの

『朝の贈り物』の催促に王が血相を変えたのも無理はない。

フィリップ王の周囲にデンマークの言語や事情を知る家臣がいたとは考えにくい⁶⁸が、アンジュブルジュの周囲にはパリの修道院学校で学び、ラテン語や中世フランス語に通暁した人材はいた。しかしデンマーク古来の風習『朝の贈り物』が王に衝撃を与えるところまでは思い至らなかったのではない⁶⁹。

4 現代の抵触法の考え方

高期中世のひとびとの行動範囲は現代と比較すると圧倒的に狭く、ひとつ

(68) リゴールはフィリップ王とアンジュブルジュには、フランドルのシャルル善良伯 (Charles le Bon, Karel de Goede, 1083-1127) を介した縁戚関係があるとしたと書いている (Henri François Delaborde, *op. cit.*, p. 125, François Guizot, *op. cit.*, p. 112)。系図で見ると、シャルル善良伯の父のデンマーク王クヌート四世 (Knut IV de Danemark, 1040-1086) はアンジュブルジュの高祖父 (Erik 1er, 1056-1103) の兄であり、シャルル善良伯の母アデル (Adèle de Flandre, 1065-1115) はイザベルの曾祖母ゲルトルド (Gertrude de Flandre, 1070-1115/26) の妹であるから、縁がないとは言えないが、あまりにも遠い関係である。この事態について19世紀の歴史家カプフィグは「フランス王アンリ1世の後アンヌ (Anne de Russie, 1024/36-1075/89) はフィリップ王の高祖母 (trisaïeul) にあたり、アンジュブルジュの曾祖母 (bisaïeule) であり、クヌート四世の後でもあるイザンブルジュ (Isemburge de Russie, 生没年不詳) の大叔母 (grandetante) にあたる。この系図はノワイヨン、ポーヴェ、シャルトル、オルレアンとシャロン各地の司教とドゥルー、プロア、シャンパーニュ、ネヴェールの各地の伯爵が宣誓のうえ証明した」と書いている (Baptiste Capéfigue, *Histoire de Philippe-Auguste*, Vol. 2, pp. 41-42, 1841)。

(69) フィリップ王の翻意の原因はもうひとつ考えられる。「アンジュブルジュ」(Ingeburge) という名である。トゥール司教グレゴアールの『フランク人の歴史』に「カリベルト (521?-567) の後アンジュバルジュ (Ingeberge, 519?-589)」の話がある。カリベルトはクロタール一世 (498?-561) の息子でパリからノルマンディさらにアキテーヌを含む広大なパリ王国を相続し、アンジュバルジュを后としたが、後の侍女メロフレドとマルコウェヴァ姉妹も后に迎えた。しかし后と複数の愛妾にも拘わらず、カリベルトには後継男子が生まれず、カリベルトが没した翌年にキルペリクら三兄弟がその領地を分割した。名の類似した后を迎えることで同様の運命に陥ることをフィリップ王が怖れたことも考えられないではない (Saint Grégoire, *op. cit.*, Tome 1, 1859, pp. 172-175)。

の村落や町にとどまって同一の規範、風習に従って行動したものと推測され、物産の売買や雇用、生誕・婚姻・死などの法律関係は村落や町内に定住した同一の部族・氏族の住民のなかで済んだと考えられる。ただし、辺境地域に至れば他の部族・氏族との接触はあったであろうが、部族・氏族を異にする者の中で売買の不履行や農産物の窃盗、ひとや家畜に対する傷害などが生じた場合をいかに解決したか、よく分からない。個別交渉と考えられるが、交渉が成立しなければ武力行使になったであろう。高期中世には『法や慣習の抵触』という考え方自体がなかった。

マンチーニ教授は1874年の論文で「ゲルマン民族が侵入すると、法律は人的 (personnelle) または部族的 (national) になり、各部族は征服したさまざまな土地で、従来からのその固有法を維持した。ロンバルド人、ブルグンド人、フランク人らの蛮族も従来からそこに土着している民衆も各自その部族法に従って生活した。リヨンのアゴバルド (769? - 840) は『五人がそれぞれ異なる法律に従って居るのを見た』と言う」と書いている⁽⁷⁰⁾。

溜池教授は5世紀以降を種族法時代 (Stammesrecht) とし、「人はいずれの地に行っても、その種族法に従って取扱われ」、これを種族法、中世の属人法主義と、さらにその後の10世紀以降の封建主義の時代の時代に入ると、「属人法主義の観念は消滅し、これに代わって、領土内にある者は、その種族のいかんを問わず絶対的にその地に行われている法律に従うべきであるとする厳格な属地法主義 (属地主義) が行われるようになった」としている⁽⁷¹⁾。

またルスアルン教授らは「古代ローマでは市民法 (*jus civile*) は原則としてローマ市民にしか適用されず、その他の者のために万民法 (*jus gentium*)

(70) Pascal-Stanislas Mancini, De l'utilité de rendre obligatoires pour tous les États, sous la forme d'un ou plusieurs traités internationaux, un certain nombre de règles générales du Droit international privé pour assurer la décision uniforme des conflits entre les différentes législations civiles et criminelles, *Journal du droit international (Clunet)*, 1874, pp. 227-231.

(71) 溜池良夫『国際私法講義 (第2版)』(有斐閣, 1999年) 40, 41頁。

を設けたが、これは実質法であって国際私法ではない……。蛮族の侵入により事態はまったく変わり、ローマ社会を襲った蛮族はその固有の法を有し、侵入者は土地に拘束されないので、蛮族の国 (État barbare) は民族ごとに形成されたので、法は領地の法ではなく、部族の法 (les lois de la population) であって、結果として一つの土地に複数の法体系が併存した。法の抵触は属人性原則に従って解決された⁷²⁾が、中世以降は逆に「純粋な属地主義 (territorialité) をとったために法の抵触 (les conflits des lois) は忘れられ、ひと土地に結び付けられ、その権利義務は土地に連結した」としている⁽⁷²⁾。

フィリップ王による新婦アンジュブルジュの離婚宣言は法の適用原則の変化に対応できなかった例ということができる。アンジュブルジュが準拠するゲルマン古法または慣習では、婚姻の秘蹟性の認識が薄く、契約の成立に一定の物品の授受と婚姻契約として合意を要するという認識の違いがあった。

現在、フランス国民のフィリップとデンマーク国民のアンジュブルジュがパリを婚姻挙行地として結婚すると仮定し、デンマークの婚姻法に『朝の贈り物』が必須とされているとすると、婚姻に関しては実質的成立要件 (年齢、父母の同意、近親婚禁止、重婚禁止、待婚期間など) と形式的成立要件 (婚姻の方式) があり、『朝の贈り物』を婚姻の方式と法性決定すれば、挙行地法 (locus regit actum) により『朝の贈り物』は婚姻の成立に必須ではないことになる。また当時も、『朝の贈り物』が欠けてもフィリップ王とアンジュブルジュは、婚姻が成立し、夫婦と認められた。フィリップ王は婚姻成立を認めざるを得なかった。法・慣習の抵触という概念とその解決法 (国際私法) がない中世には、王と言えども「からだを震わせ、待ち焦がれた后を怖がり、公会議を開く事態になったのである。抵触法のない時代の (tragi-comique) である。

(72) Yvon Loussouarn et Pierre Bourel, *Droit international privé*, 5e éd., 1996, pp. 66, 67.

最後に

なぜアンジュブルジュは祖国に帰らなかったのか。

上記のとおり、1201年3月から1213年1月までのエタンプの要塞での暮らしについて、王妃はローマ教皇に不満を述べているが、その前の1193年11月から1201年3月までのソマインの小修道院生活について様子が分からない。王妃にとって修道院生活はそれほど苦痛ではなかったのかもしれない。

そう考える理由のひとつは、キリスト教化が遅れたデンマークでも王宮には聖職者が多く、アンジュブルジュは宗教的雰囲気の中で育ち、修道院に違和感がなかったと考えられるからである。王妃の少女時代の周囲には聖職者が多かった。

さらにトゥルネ司教エチエンヌ(1128-1203)の存在である。トゥルネは現在のベルギーの南部の小都市であるが、6世紀前半にサン・レミ(437?-533)により司教座が設けられ、エチエンヌはこの由緒ある司教座に属した。エチエンヌはパリのサン・ヴィクトールとサント・ジュヌヴィエーブ修道院学校の教師を務め、ヴァルデマール大王の近臣アブサロン等の多くのデンマーク人聖職者と交流があった。デンマークの知人とかなり頻繁に交信し、その中にはフィリップ王の伯父であるシャンパーニュ大司教ギヨームにシソアンの小修道院でのアンジュブルジュの状況を訴える書簡もある⁽⁷³⁾。またエチエンヌは北フランスの修道院にかなりの影響力を持ち、ギュヨ・バシ助教授は「フィリップ尊厳王はサン・ヴィクトール修道院の影響下に入ったポールペール小修道院にアンジュブルジュを預けた」と書いている⁽⁷⁴⁾。

(73) Abbé Jules Desilve, *Lettres d'Étienne de Tournai*, 1893, p. 263. エチエンヌがサン・ヴィクトール修道院学校で教えたデンマークの大司教アブサロンに送った書簡もある。また国立科学研究センターのヴィエイヤール・トロイエクロフ主任研究員によると、エチエンヌはかつてヴァイキングが破壊したセヌ川沿岸の聖堂や修道院の修繕の費用を出すようにデンマーク王室・聖職者に請求している (May Vieillard-Trotteouff, *L'église de Sainte-Geneviève de Paris du temps d'Etienne de Tournai*, *Bulletin de la Société Nationale des Antiquaires de France*, 1963, pp. 131-148)。

さらにアンジュブルジュが手にしていた「詩篇集」はヴェルマンドア伯領主エレオノールからの贈り物であり⁽⁷⁵⁾、アンジュブルジュは孤独ではなかった。

そうすると少なくとも最初の八年間は、アンジュブルジュは「幽閉」されていたのではなく、「保護」されていたことになる。一方、後半に暮らしたエタンプの要塞には宗教性はなく、ここでの生活はアンジュブルジュ自身が教皇に訴えたように「幽閉」と考えられるが、この要塞はフィリップ王が整備したばかりであり、12世紀のイングランド・プランタジュネット朝との抗争が続いていた時期には、王妃を避難させるには適当な場所であったのかもしれない。

(74) Isabelle Guyo-Bachy, De quelque fondations féminines de l' ordre de Saint-Victor implantées en Flandre au XIIIe siècle, *Revue du Nord*, Tome 86m 2004, pp. 665-680.

(75) Léopold Delisle, op. cit., pp. 201-210.